

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (マネジメント)	氏名 (Author)	金山 知明
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title) 申告納税制度下の税務行政における公正と自発的コンプライアンスの研究 ーオーストラリアとイギリスの税務行政改革から日本への示唆ー			
論文審査担当者 (Dissertation Committee)			
主査	(Committee chair)	教授 林 幸一	印
審査委員	(Committee member)	教授 盧 濤	印
審査委員	(Committee member)	教授 VESA PELTOKORPI	印
審査委員	(Committee member)	准教授 相馬 敏彦	印
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)			
1. 概要			
<p>本論文は、申告納税制度下の税務行政において、納税者が規制者の行為・基準を公正であると認識する場合、自発的なコンプライアンス姿勢をとる傾向があるとする社会心理学の「公正 (fairness 又は justice)」概念を基に、納税者の「自発的なコンプライアンス」を向上させるために必要な施策を論じる。わが国の申告納税制度は戦後導入され、間もなく 75 年を迎えるが、オーストラリアは 1986 年、イギリスは 1997 年に申告納税制度が導入され、意外にも歴史が浅い一方、制度変更とともにわが国においていまだ制定されていない納税者憲章が制定されている。また納税者憲章を、イギリスは法律で定めるハードロー・アプローチを採用するが、オーストラリアのそれは、法的拘束力がない「ソフトロー」を採用している。</p>			
2. 論文の構成			
<p>本論文は、9つの章から構成される。各章の概要は、次のとおりである。</p> <p>第I章では、本研究の問題の所在と目的とを述べる。とりわけ、わが国の「税は強制的に取られるもの」という意識に対し、税に対する自発的コンプライアンスが重要とする。</p> <p>第II章では、税における公正理論を紹介している。税務行政は、調査と罰則の強化とによる経済的抑止モデルによる担保から、税務当局の納税者に対する敬意を伴う協力要請と説得による手続的公正、あるいは規則違反に対する処罰がその反則の程度に比例する応報的公正に変わるべきであるとする。</p> <p>第III章では、オーストラリアの税務行政改革は、制裁・摘発に基づく経済的抑止モデルと協力・説得に基づく公正アプローチという一見相反する 2つのアプローチの組合せを、1つのモデルとして採用した実例であるとして紹介する。同改革により 2000年からの 18年間で、申告数と申告所得が大きく増加し、不服審査は減少しているとする。</p> <p>第IV章では、オーストラリアの税務調査により把握した過少申告等に対する制裁金について検討して</p>			

いる。故意や不注意のない過少申告等に対しては制裁金を課さない、また税務代理人のミスによる過少申告について一定の要件を満たす場合にも制裁金を免除するとし、帰責性により制裁レベルが変動することで、応報的公正を実現しているとする。

第V章では、イギリス歳入関税庁の「誠実に納税義務を果たそうとする大部分の納税者を支援する一方、納税義務を不正に免れようとする少数の納税者の行為を阻止するという使命」を解説し、1997年の申告納税制度導入に伴う、税務調査制度の大幅な改正を紹介している。

第VI章では、イギリスの過少申告等制裁金規定の改正について検討している。調査協力を引き出すインセンティブと帰責の程度に応じた制裁は応報的公正に基づく。納税者の帰責の程度に応じ3つのカテゴリーを設け、合理的注意を払ったうえで生じた過少申告等は、それらいずれにも該当せず、制裁金の対象にならないとする。

第VII章では、わが国の税務行政の現状分析と課題検証を行っている。わが国の申告納税制度については、1949年のシャープ勧告において「納税者の自発的協力」が税務行政の一端を担うとし導入されたが、実際には効率的な徴税の必要性の観点から、一部の不誠実な納税者への厳正な対処により重点が置かれているとする。

第VIII章では、わが国の加算税制度の検証を行っている。現行制度上、過少申告加算税の賦課を免除する「正当な理由」を認める範囲は限定的で、経緯や帰責性の吟味はされず、ほとんどの過少申告等に対して賦課されており、応報的公正が欠如しているとする。

第IX章では、納税者に対する「礼節義務」、「誠実性の推定原則」など、誠実な申告に対する申告確定権の尊重及び加算税のうちとりわけ過少申告加算税について、納税者の帰責性に対して比例的な制度への転換する応報的公正が重要であるとする。これらにより、課税当局に対する信頼感を醸成し、納税者の自発的コンプライアンスの向上を図ることが可能とする。

3. 論文に対する評価

わが国では、申告納税制度移行後70年余を経た現在も、税は強制的に取られるものという「お上」意識が根強い。

論考では、公正理論及びオーストラリア・イギリスの税務行政の研究を通じ、わが国の税務行政の問題と改善策につき検討している。これら理論の紹介及び両国の実例の検討とで、お上意識を自発的コンプライアンスに止揚させようとする理論に説得力を持たせる内容となっている。

以上、審査の結果、本論文の著者、金山知明は博士（マネジメント）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

要旨は、1,500字以内とする。